

岐阜県省エネ・新エネ推進会議設置要綱

最終改正：令和7年4月1日

（設置及び目的）

第1条 岐阜県省エネ・新エネ推進会議（以下「会議」という。）は、県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間企業等の実施する施策について、幅広く意見を聴取することを目的として設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- 一 岐阜県エネルギービジョンの策定及び進行管理
- 二 技術的、社会的課題の調査、研究に関すること。
- 三 施策、プロジェクト等の検討、提案に関すること。
- 四 情報の収集及び発信に関すること。
- 五 その他目的達成に必要な事項

（組織）

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表1に掲げる学識経験者等及び別表2に掲げる機関等に在籍する者をもって充てる。
- 3 会長は、会議を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、環境エネルギー生活部長が召集する。

- 2 会議において必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、環境エネルギー生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分	所属機関等名及び役職名	氏 名
会 長	岐阜大学 名誉教授	野々村 修一
委 員	一般財団法人電力中央研究所 名誉シニアアドバイザー	浅野 浩志
委 員	岐阜大学 教授 地方創生エネルギーシステム研究センター センター長	上宮 成之

別表 2

副会長	岐阜県環境エネルギー生活部
委 員	中部電力パワーグリッド株式会社
委 員	東邦ガスネットワーク株式会社
委 員	一般社団法人岐阜県 LP ガス協会
委 員	三菱自動車工業株式会社
委 員	積水ハウス株式会社
委 員	イビケン株式会社
委 員	一般社団法人岐阜県工業会環境技術研究会
委 員	岐阜県生活学校連絡協議会
委 員	株式会社十六総合研究所
委 員	株式会社大垣共立銀行
委 員	株式会社清流パワーエナジー
委 員	中部経済産業局
委 員	中部地方環境事務所
委 員	岐阜市環境部
委 員	郡上市商工観光部